平成２９年（フ）第７５号
三重県名張市梅が丘北３番町164番地
債務者　國嶋　香織
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２３１０号
大阪市住吉区杉本１丁目１番27号　プロスペールアビコ　203号
債務者　中村　　彰
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８４０号
大阪府豊中市刀根山元町７番４号
債務者　京仏師阪本恵悠こと　阪本　正登
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番16号　ながむね３番館　302
債務者　大川　　始
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８４号
愛媛県松山市平井町2169番地34　シャインヒルズ201号
債務者　北岡　美保
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９０号
山形県天童市鎌田本町２丁目11番23号　コーポ松風　201号、前住所山形県天童市桜町11番48号
債務者　曽根田　寛
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０２号
愛知県春日井市菅大臣町65番地
債務者　伊佐野智寛
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２３号
福岡県中間市中鶴２丁目22番56号
債務者　篠崎　敦子（旧姓早崎）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５１号
北九州市小倉南区徳力団地25番308号
債務者　荒木　　章
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６５号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番37―202号
債務者　萬田京太郎
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１９号
函館市時任町21番８号
債務者　進藤　道子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２２８号
函館市桔梗３丁目８番14号
債務者　加藤　里香
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４１号
北海道茅部郡森町字姫川121番地10
債務者　粕谷　博康
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４３号
北海道茅部郡森町字御幸町191番地
債務者　小島結香里
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４８号
函館市深堀町15番７号
債務者　川上　ゆみ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５８号
函館市亀田本町48番４号
債務者　武田　奈々
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５１号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前16番地１市営住宅田中東団地311号
債務者　中嶋　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部